

【進捗状況の凡例】  
◎・・・計画通り取り組んだ。  
○・・・計画通りでなく、変更して取り組んだ。  
△・・・計画に着手したものの十分に進行しているとはいえない。  
×・・・未着手

「中野区健康福祉総合推進計画2018」進捗状況一覧  
(令和2年3月時点)

| 章 | 課題 | 施策 | 主な取組                   | 進捗状況 | 評価の理由  | これまでの取組状況と今後の取組予定   | 今後の課題   | 所管    | ページ数 |
|---|----|----|------------------------|------|--|---|---|-------|------|
| 4 | 1  | 1  | ① 合理的配慮の提供の推進          | ◎    | 既存の取組に加え、2019年度の新規事業として、ヘルプマークの配布を開始した。  | 【これまでの取組状況】<br>区の窓口における合理的配慮事例を調査し情報共有を図るとともに、研修として外部講師による区職員向け説明会を実施した(2019年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため職員研修中止)。また、2019年8月からヘルプマークの配布を開始した(配布場所:地域事務所、区民活動センター、すこやか福祉センター)。<br>【今後の取組予定】<br>継続して事例調査や職員研修、ヘルプマークの配布等に取り組む。 | 合理的配慮の提供は一定の専門性が必要となるため、職員全体の技術向上が課題である。  | 障害福祉課 | 170  |
| 4 | 1  | 1  | ② 障害者差別解消に係る区の取組の評価・改善 | ◎    | 2017年度に障害者差別解消審議会を設置し、区の取組の改善の機会を設けた。  | 【これまでの取組状況】<br>2017年度に障害者差別解消審議会を開催した。(2018年度は事案が無かったため未実施、また、2019年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)。<br>【今後の取組予定】<br>審議会の意見・提案等をもとに取組の改善に努める。  | 審議会による意見・提案等をどのように効果的に施策化するかが課題である。   | 障害福祉課 | 170  |
| 4 | 1  | 1  | ③ 障害者差別解消の理解啓発         | ◎    | 2016年度から継続して区民向け啓発事業を実施し、開催の時間帯や曜日等を変えることで多様な層が参加できるよう取り組んだ。                           | 【これまでの取組状況】<br>区民と区長のタウンミーティング(2017-2018年度)や区民向け啓発事業講演会等を実施した。(2019年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)<br>【今後の取組予定】<br>引き続き区民、事業者等への理解啓発に取り組む。   | 2019年度の障害者差別解消法の認知度は2割台と低水準に留まっており、より広範な取組が必要である。                                       | 障害福祉課 | 170  |
| 4 | 1  | 2  | ① 障害者虐待防止体制の強化         | ◎    | 虐待対応連絡会の開催による関係機関との連携強化に取り組んでいる。   | 【これまでの取組状況】<br>虐待防止パンフレットの作成配布、障害福祉サービス従事者に対する虐待防止啓発事業を実施した。<br>【今後の取組予定】<br>相談支援事業所等との連携と事例検討会とおし虐待の早期発見体制を確立する。   | 施設従事者に対する虐待の防止に関する意識啓発などを強化する必要がある。   | 障害福祉課 | 171  |
| 4 | 1  | 2  | ② 緊急一時保護先の確保           | ◎    | 精神障害者について2019年度より地域生活支援拠点を設置、同拠点施設の機能として緊急時の受け入れ態勢を整備した。                               | 【これまでの取組状況】<br>精神障害者地域生活支援拠点の整備に併せ、緊急一時保護事業を事業化、2020年度は実施日数を拡充した。<br>【今後の取組予定】<br>緊急一時保護事業を継続実施する。  | 在宅障害者(児)緊急一時保護事業における保護は、障害者総合支援法に規定する短期入所と類似の事業であるため、今後の施設整備を含む実施方針を決定するための慎重な検討の必要がある。 | 障害福祉課 | 171  |
| 4 | 1  | 2  | ③ 障害者虐待防止についての理解促進     | ◎    | 障害者の虐待防止に対する理解促進を図るため、虐待防止セミナーを実施し啓発に努めている。  | 【これまでの取組状況】<br>虐待防止セミナー開催(年1回)、虐待防止リーフレットの配布等を実施した。<br>【今後の取組予定】<br>虐待防止セミナーの継続開催する。  | 施設従事者の虐待防止に向けての取組を更に強化する必要がある。  | 障害福祉課 | 171  |
| 4 | 1  | 3  | ① 成年後見制度の啓発と利用促進       | ◎    | 成年後見支援センターにおける出張説明会などの普及啓発を行ったほか、弁護士等専門職、成年後見支援センター及び関係部署と成年後見制度利用促進の様々な課題について、検討を行った。 | 【これまでの取組状況】<br>左記の検討の結果、成年後見制度利用のケース検討・受任調整の会議を試行として実施した。<br>【今後の取組予定】<br>来年度、成年後見制度利用促進計画の策定に向けて素案の作成に取り組む。  | 成年後見制度利用促進については、関係部署及び関係機関が多いので、方針や課題を共有し共通認識をもって、連携のネットワークや仕組みを作ることが重要である。             | 福祉推進課 | 172  |
| 4 | 1  | 3  | ③ 成年後見人の養成・確保          | ◎    | 成年後見支援センターにおいて、引き続き市民後見人の養成講座を実施し、成年後見人の養成・確保を図った。                                     | 【これまでの取組状況】<br>昨年度の市民後見人養成講座の受講生から、8名が後見活動メンバー(市民後見人候補者)に登録し、体験・実習、フォロー研修等を実施した。<br>【今後の取組予定】<br>来年度、市民後見人養成講座の新たな受講生を募集し、講座を実施する。  | 市民後見人の受任件数がなかなか増えない現状があるので、成年後見支援センターとともに受任が促進されるよう方策を検討する必要がある。                        | 福祉推進課 | 172  |
| 4 | 2  | 1  | ① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進   | ○    | 保健予防課と連携し、保健・福祉・医療関係者の協議の場が設置された。(なお2019年度から精神障害者に対する地域包括ケア推進は保健予防課の所管となった。)           | 【これまでの取組状況】<br>精神障害者を対象とした地域包括ケア体制の構築として、保健・福祉・医療関係者の協議の場が設置された。<br>【今後の取組予定】<br>地域包括ケア推進課と連携し、精神障害以外の障害種別を対象とした地域包括ケア推進プランを策定する。   | 地域包括ケア推進プランの策定にあたっては、多岐にわたる関係機関・団体との調整が必要である。   | 障害福祉課 | 175  |
| 4 | 2  | 1  | ② 基幹相談支援センター機能の充実      | ◎    | 専門相談、相談支援機関の人材育成、地域移行の推進、障害者の権利擁護など基幹相談支援センターとしての役割を果たしている。                            | 【これまでの取組状況】<br>相談支援事業所事業者連絡会の開催や相談支援専門員研修の実施、地域移行の推進のため地域生活支援拠点の一機能として地域移行プレ事業を事業化した。<br>【今後の取組予定】<br>相談支援専門員や福祉サービス従事者の人材育成について実施方法等の見直しを検討する。<br>委託相談支援事業者の評価の手法等について自立支援協議会を活用し検討する。                             | 基幹相談支援事業所の今後のあり方について検討する必要がある。  | 障害福祉課 | 176  |
| 4 | 2  | 1  | ③ 相談支援体制の拡充            | ◎    | 指定特定計画相談支援事業所による計画相談の作成率が順調に向上している。  | 【これまでの取組状況】<br>量的拡充に加え、計画相談の質の向上を図るため区独自で相談支援専門員の研修を実施している。<br>【今後の取組予定】<br>引き続きセルフプラン作成者について計画相談の実施について働きかけを行っていく。   | すこやか障害者相談支援事業所に加え、居宅系サービス利用者の計画相談を担当する事業所の開拓などが課題である。                                   | 障害福祉課 | 176  |

| 章 | 課題 | 施策 | 主な取組                   | 進捗状況 | 評価の理由   | これまでの取組状況と今後の取組予定   | 今後の課題   | 所管    | ページ数 |
|---|----|----|------------------------|------|---|---|---|-------|------|
| 4 | 2  | 1  | ④ 相談支援やサービス等利用計画の質の向上  | ◎    | 相談支援専門員を対象とした研修を継続して実施し、相談支援専門員のスキルアップや計画相談の質の向上を図っている。   | 【これまでの取組状況】<br>相談支援専門員のスキルアップ研修の実施(年2回実施)。<br>【今後の取組予定】<br>研修の継続開催とマニュアル改訂。   | 障害者自立支援協議会等を活用した相談支援事業の評価の実施検討が必要である。   | 障害福祉課 | 176  |
| 4 | 2  | 1  | ⑤ 専門相談の充実              | ◎    | 障害者地域自立生活支援センター(つむぎ)における高次脳機能障害や発達障害の専門相談の実施、拡充に取り組んでいる他、関係機関への研修情報の提供などに努めている。   | 【これまでの取組状況】<br>専門相談の導入と相談体制の拡充を行った。<br>【今後の取組予定】<br>専門相談活用についての周知と啓発活動を継続して実施する。  | 相談や支援活動を行う活動場所の確保が必要である。  | 障害福祉課 | 176  |
| 4 | 2  | 2  | ① 高齢障害者への支援            | ◎    | 介護保険移行者などに対する移行時の制度移行案内や手続きの支援などを検討、手順の確認などを実施した。   | 【これまでの取組状況】<br>すこやか障害者相談支援事業所などの相談機関をとおし、介護保険移行者の支援を実施した。<br>【今後の取組予定】<br>問題のある世帯などへのアウトリーチ相談などの働きかけを行う。  | 地域包括支援センター等との連携強化と情報交換等の実施を十分に行う必要がある。  | 障害福祉課 | 177  |
| 4 | 2  | 2  | ② 重症心身障害児(者)への支援       | ◎    | 2017年7月から重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の対象者を拡充し、医療的ケアが必要な障害児についてもサービスの対象としてきた。  | 【これまでの取組状況】<br>レスパイトサービスを受けたくても訪問看護事業所の対応できる人数に限りがあるため、訪問看護事業所との委託契約を増やし、利用人数の増加に務めた。<br>【今後の取組予定】<br>医療的ケアが必要な子どもが在宅生活を送るうえで、円滑にレスパイトサービスを受けられるよう、訪問看護事業所との連携を図っていく。   | サービスの必要な利用者のため訪問看護事業所との委託契約を増やしていく必要がある。  | 障害福祉課 | 177  |
| 4 | 2  | 2  | ③ ライフスタイルの変化に応じた支援     | ◎    | 移動支援事業の義務教育等支援について、小中学生を対象として実施していたが、2018年度から対象者を高校生まで拡大し、通学等支援として実施している。   | 【これまでの取組状況】<br>拡大対象者である高校生についても利用を開始、一定の実績を得ている。<br>【今後の取組予定】<br>障害児の親の介護負担軽減のため、引き続き通学等支援の周知に努める。  | 円滑なサービス提供のための事業者の確保が課題である。  | 障害福祉課 | 177  |
| 4 | 2  | 2  | ④ 難病患者への障害福祉サービスの周知    | ◎    | 難病等の方々への障害福祉サービスについてホームページを通じた周知を行った。難病医療費助成・手当についてホームページの案内に加え区報での周知を行った。  | 【これまでの取組状況】<br>難病患者への周知に努めている。<br>【今後の取組予定】<br>東京都の新たな制度拡充等に対応し、東京都や区の相談窓口等と連携を取り着実に実施する。   | 関係機関との円滑に連携する必要がある。   | 障害福祉課 | 178  |
| 4 | 2  | 2  | ⑤ 福祉人材の育成              | ◎    | 福祉サービス従事者研修の継続開催により、人材育成を図った。   | 【これまでの取組状況】<br>区内障害福祉サービス事業所(入所、通所事業所)を対象とした研修事業の実施。<br>【今後の取組予定】<br>職層別、課題別人材育成研修の実施   | 人材育成研修の実施体制の検討が必要である。   | 障害福祉課 | 178  |
| 4 | 2  | 3  | ① 地域における需要に応じたサービス量の確保 | △    | 日中活動系サービス提供のための施設整備においては、毎年度、特別支援学校に調査を実施し、需要見込みの想定を立て、整備計画に反映している。<br>障害児者の家族から要望のある医療的ケアの実施できる短期入所については、江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業の進捗の遅れにより、未整備となっている。 | 【これまでの取組状況】<br>江古田三丁目整備事業においては、事業者への聴き取りを踏まえ、実現可能な事業実施方針を検討している。<br>【今後の取組予定】<br>施設整備においては、公有地活用及び既存施設の拡充等による整備計画を検討する。<br>江古田三丁目整備事業においては、引き続き法人等のヒアリングを行いながら実施方針を固め、4回目の公募を実施する。  | 福祉人材の確保が非常に困難な状況にあって、民間事業者によるサービス整備が鈍化しており、公有地活用事業への算入も厳しい状況にある。このためサービス量を確保するための整備手法等において抜本的な対策が求められている。           | 障害福祉課 | 179  |
| 4 | 2  | 3  | ② 新たに創設される福祉サービスの提供    | ◎    | 民間事業者から新規開始に係る相談を常時受けられる体制を確保した。  | 【これまでの取組状況】<br>「自立生活援助」、「就労定着支援」の新規開始について、事業者へ情報提供、助言等を実施できる体制を確保した。<br>【今後の取組予定】<br>今後も新規開始に繋がるよう事業者へ情報提供を行う。  | 各事業所とも職員の確保に苦慮しており、人材確保・育成が課題である。   | 障害福祉課 | 180  |
| 4 | 2  | 3  | ③ 日中活動系サービスの確保         | ◎    | 特別支援学校の在籍時状況調査及び区内事業所の定員充足状況の把握をし、整備する時期の見込みをたてている。   | 【これまでの取組状況】<br>生活介護等の定員の拡充については、施設整備・誘導に関する需要調査において、新たな整備候補地を要望。<br>重症心身障害児(者)通所事業は、障害者福祉会館における実施に向けて検討を指定管理者と進めている。<br>【今後の取組予定】<br>生活介護の拡充は、施設整備計画の検討において反映させる。障害者福祉会館における重症心身障害児(者)通所事業は2023年度の開始を目標として、施設・設備の整備を図る。<br>弥生・大和福祉作業施設の運用方針について検討を進める。  | 弥生福祉作業施設及び大和福祉作業施設のあり方について、併設する生活寮の実施方針も併せて再整備・移転も視野にいれた検討をする必要がある。   | 障害福祉課 | 180  |
| 4 | 2  | 3  | ④ 短期入所、日中一時支援事業所の整備    | △    | 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業において予定していた3床の整備が遅延している。  | 【これまでの取組状況】<br>江古田三丁目整備事業においては、事業者への聴き取りを踏まえ、実現可能な事業実施方針を検討している。<br>民間事業者による整備においては、共同生活援助の開設を希望する事業者へ併設を勧奨している。<br>【今後の取組予定】<br>同上。江古田三丁目整備事業においては、更なる法人等への聴き取りを行い、実施方針を固め、4回目の公募を実施する。  | 夜勤のある福祉職場は特に人材の確保が難しく、事業者の新規参入の妨げとなっている。<br>福祉人材の確保・定着に係る抜本的な対策が必要である。  | 障害福祉課 | 180  |
| 4 | 2  | 3  | ⑤ 緊急時の保護体制の確保          | ◎    | 虐待等を受けた障害者を対象に障害者支援施設において緊急一時保護事業を実施している。   | 【これまでの取組状況】<br>2018年度に新規開設した民間事業所における区の委託事業として、身体又は知的障害のある方が事前に予期しえぬ事情により介護する者がいなくなった場合に一時的に見守り等支援を実施する、「障害者短期緊急支援事業」を開始した。更に、精神障害者について2019年度より地域生活支援拠点を設置、同拠点施設の機能として緊急時の受け入れ態勢を整備した。<br>【今後の取組予定】<br>引き続き、障害者短期緊急支援事業及び精神障害者に対する地域生活支援拠点における体制確保に努める。 | 在宅障害者(児)緊急一時保護事業における保護は、障害者総合支援法に規定する短期入所に類似した事業である。このため、今後の整備計画の検討において、法定サービス(短期入所)と、従来の事業継続との双方について慎重な比較検討が必要である。 | 障害福祉課 | 180  |

| 章 | 課題 | 施策 | 主な取組                           | 進捗状況 | 評価の理由  | これまでの取組状況と今後の取組予定  | 今後の課題  | 所管      | ページ数 |
|---|----|----|--------------------------------|------|--|--|--|---------|------|
| 4 | 2  | 3  | ⑥ 福祉住宅の運営                      | ◎    | 計画通り、障害者福祉住宅の運営を行った。   | 【これまでの取組状況】<br>障害者福祉住宅26戸を運営した。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き適切に運営を行う。  | 特になし   | 住宅課     | 180  |
| 4 | 2  | 3  | ⑦ 住宅確保要配慮者の居住支援                | △    | 居住支援協議会の機能を含めた、総合的な住まい対策推進体制の構築に至っていないため。  | 【これまでの取組状況】<br>居住支援協議会の機能を含めた、総合的な住まい対策推進体制の構築について、検討を行った。<br><br>【今後の取組予定】<br>住宅部門と福祉部門及び不動産関係などの各事業者団体との連携を進め、様々な住まいの相談に対応していくための「居住支援協議会準備会」を設置する。                    | 居住支援協議会の体制について検討を進め、各部門が連携して様々な住まいの相談に応じる体制を整える。                     | 住宅課     | 180  |
| 4 | 2  | 3  | ⑧ 第三者評価受審の推進                   | ◎    | 指定管理者施設においては、指定期間の1年目及び4年目に受審している。<br>日中活動系サービスは、東京都の補助金を活用しながら民間事業所に受審費補助を実施している。 | 【これまでの取組状況】<br>共同生活援助及び短期入所は、2018年度から受審費が都加算に算入されたため、区が実施していた受審費補助は廃止した。<br><br>【今後の取組予定】<br>左記取組を継続する。  | 特になし   | 障害福祉課   | 181  |
| 4 | 2  | 3  | ⑨ 事業者への指導・助言                   | ◎    | 継続的に事業者への指導・助言を行っている。  | 【これまでの取組状況】<br>就労系サービス事業所への訪問を通じた助言・指導を実施した。<br>給付費請求の審査を通じた事業者への助言・指導を実施した。<br><br>【今後の取組予定】<br>障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業所向けの集団指導の実施<br>東京都との合同検査を実施(施設系サービス事業所)する。        | 給付費の審査請求と事業者への指導検査との両立が課題である。<br>指導検査を専門に担当する係ではないため、知識の取得・蓄積が困難である。 | 障害福祉課   | 181  |
| 4 | 2  | 3  | ⑩ 障害者自立支援協議会の機能の向上             | ◎    | 協議会の専門部会として、新たに「障害者差別解消部会」を設置し、事例の検討、区の取組に対する意見聴取を行った。                             | 【これまでの取組状況】<br>協議会の専門部会として、新たに「障害者差別解消部会」を設置し、事例の検討、区の取組に対する意見聴取を行った。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き専門部会において事例検討等を行うとともに、地域課題の解決に結びつくよう、自立支援協議会の全体会や専門部会等が有機的に連携できる仕組み作りを検討する。 | 各専門部会・連絡会で行った議論を、協議会の全体会の場で共有しているが、それを地域課題の具体的解決に結びつける機会の拡充が必要である。   | 障害福祉課   | 181  |
| 4 | 2  | 3  | ⑪ 障害者スポーツに対応した環境の整備            | ◎    | 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設に伴い、トイレの洋式化を行ったほか、哲学堂弓道場トイレの様式化を行った。                            | 【これまでの取組状況】<br>鷺宮スポーツ・コミュニティプラザのアリーナにシッティングバレー用支柱穴を設置し、トイレを洋式化した。<br>哲学堂弓道場のトイレを洋式化した。<br><br>【今後の取組予定】<br>総合体育館に車椅子利用者用の駐車場、多機能トイレ、車椅子更衣室・シャワー室、車椅子観覧席等を整備する。           | 東京2020パラリンピック競技大会終了後も障害者スポーツの普及啓発の気運を引き続き維持していくための効果的な方策が必要である。      | スポーツ推進課 | 181  |
| 4 | 3  | 1  | ① 入所施設からの地域移行の促進               | △    | 2018年度の地域移行者は2名、2019年度については地域移行者は0名であり、施設からの地域移行は厳しい状況が続いている。                      | 【これまでの取組状況】<br>都外施設入所者地域移行支援事業を制度化した。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き都外施設入所者地域移行支援事業の活用等とおし地域移行を推進していく。   | 地域移行希望者への具体的アプローチの検討が必要である。  | 障害福祉課   | 184  |
| 4 | 3  | 1  | ② 長期入院者の地域移行・地域生活を支える相談支援体制の充実 | ◎    | 2019年度より長期入院患者の地域移行を推進するため地域移行プレ事業を開始し、入院患者の実態把握や退院意欲の喚起を行っている。                    | 【これまでの取組状況】<br>地域生活支援拠点が行う地域移行プレ事業を実施した。また、関係機関による地域移行連絡会を実施した。<br><br>【今後の取組予定】<br>新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながらも、プレ事業を活用した地域移行のさらなる推進に努める。                                     | 地域移行実績とその評価および実施体制の検証が必要である。   | 障害福祉課   | 184  |
| 4 | 3  | 1  | ③ 精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築   | ◎    | 精神障害者の地域包括システム構築のため保健、福祉、医療の協議の場を検討、実施した。  | 【これまでの取組状況】<br>協議の場の設定と実施について検討した。<br><br>【今後の取組予定】<br>保健予防課と連携し、推進プラン構築を進める。  | 関係所管(保健予防課)との十分な連携を行う必要がある。  | 障害福祉課   | 184  |
| 4 | 3  | 1  | ④ 地域生活の体験機会の提供                 | ◎    | 2019年度よりグループホームを活用し、地域生活支援拠点事業を開始し、地域生活の体験の場を確保した。                                 | 【これまでの取組状況】<br>地域生活支援拠点の開設により地域生活の体験の場を確保した。<br><br>【今後の取組予定】<br>体験利用の拡充に努める。  | 身体障害者、知的障害者の地域生活体験の場の確保が課題である。                                       | 障害福祉課   | 185  |
| 4 | 3  | 2  | ① グループホームの整備の促進                | ◎    | 民間事業者により、2019年11月に1ユニット4居室が増加した。2020年4月に1ユニット5居室が増加した。                             | 【これまでの取組状況】<br>開設希望者の相談に情報提供及び助言を行った。<br>2法人にグループホーム等整備支援事業補助金を1法人に防災設備等整備支援事業補助金を交付した。<br><br>【今後の取組予定】<br>上記法人の他、事業者からの開設相談があり、民間事業者への助言・情報提供を継続して実施する。                | 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備運営事業者の確保及び、重度化・高齢化対策が課題である。                     | 障害福祉課   | 186  |
| 4 | 3  | 2  | ② 地域生活支援拠点の整備                  | △    | 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業において予定していた対象を知的・身体を対象とした拠点の整備が遅延している。                       | 【これまでの取組状況】<br>江古田三丁目整備事業においては、事業者への聴き取りを踏まえ、実現可能な事業実施方針を検討している。<br><br>【今後の取組予定】<br>同上。江古田三丁目整備事業においては、実施方針を固め、本年度内に4回目の公募を実施する。  | 江古田三丁目における整備が遅延するなか、区内の資源を活用した面的整備に係る検討も必要である。                       | 障害福祉課   | 186  |
| 4 | 4  | 1  | ① 身近な地域での雇用の場の確保               | ◎    | すでに障害者雇用を行っている企業も、未実施の企業も含めて、情報交換を行うなど雇用への働きかけを進めている。                              | 【これまでの取組状況】<br>地域開拓促進コーディネーターによる職場開拓を行うとともに、すでに障害者雇用を行っている企業へも出向き、更なる雇用を推奨してきた。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、地域開拓促進コーディネーターによる職場開拓等を通じて、雇用促進に努める。                            | 障害者雇用を実施しない企業についての状況の把握が課題である。                                       | 障害福祉課   | 189  |

| 章 | 課題 | 施策 | 主な取組                             | 進捗状況 | 評価の理由   | これまでの取組状況と今後の取組予定   | 今後の課題  | 所管    | ページ数 |
|---|----|----|----------------------------------|------|---|---|--|-------|------|
| 4 | 4  | 1  | ② 一般就労への移行を促進する体制の充実             | ◎    | 中野区就労支援センターにおける就労支援において、相談者の特性を考慮し、その人に適した民間就労移行支援事業所へ引き継ぐことで就労へつなげている。 | 【これまでの取組状況】<br>就労を希望する対象者に対し、特性や状況を鑑み、適正な民間就労移行支援事業所へ引き継ぐことで、より就労に必要なスキルを身につけられるようにしている。また事業所への引き継ぎ後も事業所と連携し情報共有を図っている。<br><br>【今後の取組予定】<br>中野区就労支援センターも参加する民間就労移行支援事業所間の連絡会などを活用し情報交換・共有を図っていく。  | 就労移行支援事業所ごとに連携の程度や頻度が異なる点が課題である。   | 障害福祉課 | 189  |
| 4 | 4  | 1  | ③ 職場における障害者理解の促進                 | ◎    | 自立支援協議会(就労支援部会)において、企業や関係団体との意見交換や情報提供がなされた。                            | 【これまでの取組状況】<br>地域開拓促進コーディネーターによる障害者雇用に関する情報提供や意見交換などを行った。<br><br>【今後の取組予定】<br>自立支援協議会やなかの就労支援ネットワークの活動を通じて、パネル展示などによる区民や企業に向けた情報発信を行っていく。   | 自立支援協議会やネットワーク部会での意見を、具体的に区民や企業に向けて発信していくことが必要である。                                     | 障害福祉課 | 189  |
| 4 | 4  | 2  | ① 特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化        | ◎    | 学校や事業所への働きかけ以外にも、セミナーの開催により事業の周知や、障害者雇用への推奨を図ってきた。                      | 【これまでの取組状況】<br>中野・練馬の両特別支援学校、区内障害者就労施設への毎月の訪問や、体験実習への立会い、生徒や施設利用者の個別相談を行っている。また、特別支援学校の生徒や保護者向けの進路相談会などに出席し事業の周知を行った。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、特別支援学校・障害者就労支援施設等連携事業の実施により、就労についての早期支援を実施及び、区内就労継続事業所の就労希望者に対する就労支援を実施する。                                 | 1、2年生の在学学生への支援を強化することで、卒業後の安定した就労へつなげていくことが必要である。                                      | 障害福祉課 | 190  |
| 4 | 4  | 2  | ② 体験実習を通じた就労支援の充実                | ◎    | 2018年度は参加者13名のうち3名が、2019年度は参加者14名のうち5名が一般就労をすることができた。                   | 【これまでの取組状況】<br>2019年度は区役所での体験実習を5回開催して14名の実習生を受入れた。受入にあたっては、障害特性や働きたい職種などを考慮し、全庁的な仕事の切り出しを進めている。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、区役所実習を推進するとともに、企業での実習機会の拡大を図るよう、働きかけを行う。  | 知的や精神など障害特性に応じて、日数や実習時間の変更など工夫が必要である。  | 障害福祉課 | 190  |
| 4 | 4  | 2  | ③ 職場定着率の向上                       | ◎    | 個々の障害特性に応じた定着支援を実施するとともに、「たまり場」事業において、就労後の課題について当事者間の情報交換の場を設けた。        | 【これまでの取組状況】<br>指定管理者施設である弥生福祉作業所において、2019年度からの5年間の指定期間に「就労定着支援」事業の実施を開始した。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、就労移行支援事業所等と連携し、職場定着率の向上を目指す。  | 就労者数の増加や、企業からの要望が多様化している。  | 障害福祉課 | 190  |
| 4 | 4  | 2  | ④ 精神障害等に対する就労支援の強化               | ◎    | 中野区就労支援センターにおいて、障害特性に応じた相談支援や就労支援を実施した。                                 | 【これまでの取組状況】<br>離職者への早期からの対応により、スムーズに次の就労へつなげていった。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、個々の特性に応じてミスマッチが起きないように適切な支援を継続していく。  | 離職した人はどのサービスも利用していないケースがあり、そうした人を取りこぼさず支援していくことが必要である。                                 | 障害福祉課 | 191  |
| 4 | 4  | 2  | ⑤ 障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援     | ◎    | なかの障害者就労支援ネットワーク、雇用就労部会の開催により、事業所同士の状況把握や意見交換が行われた。                     | 【これまでの取組状況】<br>なかの障害者就労支援ネットワークにおいて、事例検討や就労に向けた企業との意見交換会やケーススタディを実施した。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き定期的な部会の開催により、情報交換を行っていく。   | 事業所により繁忙期が異なるため、一堂に会することが困難なため、各事業所の意見を把握していくことが必要である。                                 | 障害福祉課 | 191  |
| 4 | 4  | 3  | ① 民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援          | ◎    | 共同受注促進事業により、安定した受注が確保されている。   | 【これまでの取組状況】<br>中野区障害者福祉事業団における共同受注促進事業(中野区委託事業)において新規受注先の開拓に取り組んだ。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、各事業所の状況を鑑みながら安定した受注と、新規の受注先の開拓に取り組む。  | 事業所により作業能力や受注可能数が異なること、また、新型コロナウイルスの感染状況により事業所の運営体制等にも影響が生じることから、公平に仕事を分配していくことが困難である。 | 障害福祉課 | 192  |
| 4 | 4  | 3  | ② 区役所業務の発注促進                     | ◎    | 毎年度、安定した発注が保たれている。  | 【これまでの取組状況】<br>毎年度、障害者優先調達推進法に基づく区の基本方針を定め、中野区障害者就労施設等調達促進要綱に基づいて区内事業所への区の業務の発注を促進した。<br><br>【今後の取組予定】<br>引き続き、庁内への呼びかけにより、安定した発注がされるよう図っていく。   | 区の発注内容によって対応できる事業所に偏りが出ることが課題である。  | 障害福祉課 | 192  |
| 4 | 4  | 3  | ③ 障害者就労支援事業所のネットワークによる自主生産品の販売促進 | ◎    | 年3回の販売会を実施し、事業所の工賃向上につなげるとともに、区民との交流の場となっている。                           | 【これまでの取組状況】<br>2019年9月、12月及び2020年3月に、区役所1階ロビーを販売会場として提供し、区内障害者就労支援事業所による自主生産品の販売会を開催した。2020年3月の販売会については、新型コロナウイルスの影響で4事業所のみ参加となった。<br><br>【今後の取組予定】<br>今後の開催時期については、新型コロナウイルスの感染状況等を考慮しながら、可能な限りシルバーパスの一斉更新等、区役所への来庁者が多く見込まれる時期で調整を図るとともに、新たな販売機会の獲得に努める。 | 事業所によって自主生産品の生産時期等が異なるため、販売機会とのマッチングが課題である。  | 障害福祉課 | 192  |

| 章 | 課題 | 施策 | 主な取組                           | 進捗状況 | 評価の理由  | これまでの取組状況と今後の取組予定  | 今後の課題   | 所管       | ページ数 |
|---|----|----|--------------------------------|------|--|--|---|----------|------|
| 4 | 5  | 1  | ① 早い段階からの気づきのための相談体制の充実        | ◎    | すこやか福祉センターに常勤心理職を配置し、児童発達専門支援員によるスーパーバイズを継続している。   | 【これまでの取組状況】<br>すこやか福祉センターに常勤心理職を配置し、専門的観点から発達支援の相談ができる体制を整えた。<br>また、児童発達専門支援員を配置し、すこやか福祉センター、相談支援事業所等へのスーパーバイズを行っている。<br><br>【今後の取組予定】<br>児童発達専門支援員のスーパーバイズを活用し、すこやか福祉センターにおける身近な地域での相談体制の強化を図っていく。  | 総合子どもセンター開設に向けて、発達支援の中核となるすこやか福祉センター内での常勤心理職、福祉職の位置づけ、役割等についても検討が必要である。   | 子ども特別支援課 | 196  |
| 4 | 5  | 1  | ② ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の拡充 | ◎    | 就学相談の周知を進め、関係機関と連携して、早期から就学について保護者に情報提供できるよう努めた。<br><br>就学相談や申し送りにおいて、就学前の支援内容等が就学後も引き継がれるよう連携支援体制を構築している。 | 【これまでの取組状況】<br>年少・年中児童の保護者対象に就学相談説明会を開催し、早期から就学についての情報を提供した。<br><br>申し送りについて保護者向け案内を就学時健診時に配布し、申し送りを行った児童が50人増加した。<br><br>学校生活支援シートについて学校とすこやか福祉センターの役割分担を明確にし、周知した。<br><br>【今後の取組予定】<br>学校生活支援シートの作成と有効活用が徹底できるよう、指導室と連携して取組を行う。            | 学校生活支援シートを連携強化のツールとして有効に活用できるよう、学校・関係機関の理解を進める。<br>すこやか福祉センターの関係機関調整の中核としての位置づけを明確化するための仕組みづくりについて検討する。             | 子ども特別支援課 | 196  |
| 4 | 5  | 1  | ③ 保護者・家族への支援の充実                | ◎    | 家族支援に関する支援者向け研修を実施し、区民向け講座の回数を増やした。さらに中野区業務委託の提案制度を活用し、地域で活動実績のある団体に委託し、家族支援のための事業を立ち上げた。                  | 【これまでの取組状況】<br>支援者向けに家族支援に係る研修を実施し、区民向け講座の回数を増やした。<br>また、中野区業務委託の提案制度を活用し、新規事業としてペアレントメンター養成事業を実施した。<br><br>【今後の取組予定】<br>ペアレントメンター養成事業により養成したメンターの活用を図り、家族への支援を強化する。   | ペアレントメンター養成事業の効果的な展開を検討する。  | 子ども特別支援課 | 196  |
| 4 | 5  | 2  | ① 障害児通所支援事業所の質の向上              | ◎    | 質の向上に向け研修等の強化に取り組んだ。   | 【これまでの取組状況】<br>児童発達専門支援員を配置し、障害児通所支援事業所及び相談支援事業所へのスーパーバイズを行った。<br>また、事業所職員向けに子どもに特化した発達支援専門研修を全5回実施した。障害児通所支援施設における第三者評価受審促進のための補助事業も実施した。<br><br>【今後の取組予定】<br>事業所へのスーパーバイズの実績を分析し、共通課題の解決に向けた研修を充実させる。                                      | 事業所の現状に応じた支援を行えるよう、支援内容の検討を継続する。  | 子ども特別支援課 | 197  |
|   | 5  | 2  | ② 障害児相談支援事業所の整備と体制構築           | ◎    | 障害児相談支援事業所相談員向けの研修・連絡会等を実施し、障害児相談支援事業所の運営費補助を事業化した。  | 【これまでの取組状況】<br>上記①に加え、障害児相談支援事業者による障害児支援利用計画の作成を促進するための方策として、新たに補助事業を実施した。<br>また、区立療育センターの障害児相談支援事業所において障害児支援利用計画の作成の推進を図った。<br><br>【今後の取組予定】<br>障害児相談支援事業者による障害児支援計画作成を促進するための補助事業を適切に実施する。   | 障害児相談支援事業において、事業者の参入が進まない原因として、給付費制度上、経営が成り立たないという課題が見えてきている。区単独の補助事業を行うのみでなく、制度改正に向けた国への要望等についても検討する必要がある。         | 子ども特別支援課 | 197  |
|   | 5  | 2  | ③ 重層的な地域支援体制の構築                | ◎    | すこやか福祉センターへの心理職の配置や児童発達専門支援員によるスーパーバイズの事業化、療育センターアポロ園及びゆめなりの巡回支援体制の充実を行ったことにより、重層的な地域支援体制の強化を図った。          | 【これまでの取組状況】<br>すこやか福祉センターへの心理職の配置や児童発達専門支援員によるスーパーバイズの事業化、療育センターアポロ園及びゆめなりの巡回支援体制の充実を行った。<br><br>【今後の取組予定】<br>(仮称)総合子どもセンターの設置に向け、引き続き各機関の機能強化を行っていく。  | (仮称)総合子どもセンターを中心として各機関の連携と機能強化において、すこやか福祉センターとの役割分担や、区民にとってよりわかりやすく、使いやすい制度を構築する必要がある。                              | 子ども特別支援課 | 197  |
|   | 5  | 2  | ④ 医療的ケア児への支援の充実                | ◎    | 関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に向けた検討を進めている。<br>区立保育園における医療的ケア児の受け入れの検討を進め、2020年4月より事業を開始する。                         | 【これまでの取組状況】<br>障害児通所支援事業利用者、レスパイト事業利用者のリストの突き合わせにより医療的ケア児の概数を把握した。また、医療的ケア児の受け入れについて他自治体の状況等情報収集を行った。<br>区立保育園における医療的ケア児の受け入れを検討し、2020年4月より医療的ケアを適切に行える環境を整え、事業を開始する。<br><br>【今後の取組予定】<br>関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に向け、検討を進める。                   | 医療的ケア児も含めた障害児支援のために、関係機関が連携を図るための協議の場の設置が課題となっている。各種会議体との役割分担や、課題をどのように設定するか等引き続き検討する。                              | 子ども特別支援課 | 197  |
|   | 5  | 3  | ① 地域生活における支援の充実                | ◎    | 障害児通所支援事業所、相談支援事業所への支援、区立療育施設の専門性を生かした保育所等への巡回訪問など充実を図った。<br><br>中学校特別支援教室の設置を進めた。                         | 【これまでの取組状況】<br>保育所等への巡回訪問に係る専門職員の体制の拡充を行い、必要頻度の確保や訪問回数の充実を図った。<br><br>5校に中学校特別支援教室を設置した。<br>教職員の理解促進のため、特別支援教育コーディネーター連絡協議会で説明を行った。<br><br>【今後の取組予定】<br>令和3年に特別支援教室を設置する中学校(5校)について準備を進める。<br>区立療育センターにおいて、保育園等への巡回訪問指導を法内の保育所等訪問支援に切り替えていく。 | 保育所等への巡回訪問を保育所等訪問支援事業として法内化への移行を図っていく中での課題等への対応を図る。障害や発達特性に関する知識と理解促進を進め、支援体制のさらなる充実を図る。<br><br>中学校特別支援教室の運営を安定させる。 | 子ども特別支援課 | 198  |
| 4 | 5  | 3  | ② 地域社会の障害理解促進や啓発               | ◎    | 区民向け講座の回数を増やし、地域で活動する団体に、ペアレントメンター養成事業の企画を委託し、障害理解の促進に取り組んでいる。   | 【これまでの取組状況】<br>区民向け講座の回数を増やすなど、啓発事業を強化した。<br>特別支援学級や特別支援学校の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流を各学校で行っている。<br><br>【今後の取組予定】<br>ペアレントメンター養成事業の中でも啓発的事業を実施し、障害理解を促進する。  | 講演会等の周知方法を工夫しより多くの区民の参加を働きかける。<br>様々な機会を捉え、障害理解の促進を図る。  | 子ども特別支援課 | 198  |